

横手市空家等対策協議会の概要について

1 目的

市の空家等対策計画の策定や変更、具体的施策の実施に関し、必要な事項を検討する組織で、空家等対策協議会から意見を聴取し施策の参考とする。

※主な役割

- 1) 市当局が勧告・命令・代執行を行う際の意見
- 2) その他
 - ①空家等対策計画の策定・変更・実施に関する協議
 - ②その他の施策の実施における協議

2 委員の構成(9名)

構成者	役割（助言いただく主な内容）	推薦依頼先（敬称略）
弁護士	法的手段の妥当性、違法行為の有無等	秋田弁護士会
司法書士	相続人特定、所有権移転・物権処理等	秋田県司法書士会
建築士	建物の老朽危険度等	横手建築士会
土地家屋調査士	土地現況（地目、境界等）の確認等	秋田県土地家屋調査士会
不動産関係者	不動産評価、売買手続き等	秋田県宅地建物取引業協会
福祉関係者	生活困窮者等への対応方法等	横手市社会福祉協議会
商業関係者	空き店舗の状況等	横手商議所
		よこて市商工会
NPO 法人	空家調査、空家の有効活用手法等	秋田県南 NPO センター

3 委嘱期間

第3期目 令和元年7月14日～令和3年7月13日（2年間）

第4期目 令和3年7月14日～令和5年7月13日（2年間）

4 報酬

会議へのご出席につき、毎回 6,000 円。

5 今後の予定

①協議会のあり方

- ・市の附属機関の役割に基づく条例等の見直し
法が求める役割の明文化
市長への答申や意見書等の提出
- ・法に基づく協議会への変更

②ワンストップ総合窓口の設置

- ・業界団体等との連携協力関係の構築

③特定空家等対策の新たな施策の実施

- ・老朽危険空き家を特定空家等へ
- ・空き家の解体補助事業の見直し

④法に基づく行政指導や行政処分、行政代執行の実施

- ・略式代執行の実施
- ・勧告による住宅用地特例の除外
- ・命令に従わない場合の過料の徴収

⑤その他

- ・空き家の緊急安全措置
- ・跡地活用事業
- ・その他

6 個人情報の取り扱い

委員各位の個人情報は生活環境課で管理し、横手市空家等対策協議会の運営に関する事項でのみ使用。